

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

清掃業務委託仕様書

箕面市立東生涯学習センター・東図書館  
清掃業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の清掃の業務委託において、甲が、乙に要求する業務の内容を示すものです。

1. 業務期間

令和4年10月1日から契約期間終了日まで

2. 対象施設及び施設概要

所在地；箕面市粟生間谷西3丁目1番3号

施設名；箕面市立 東生涯学習センター・東図書館

建物の構造；鉄筋コンクリート造4階建（地下2階、地上2階）

3. 委託業務実施計画書の提出

乙は、委託業務の実施について、甲の認める様式により計画書を作成のうえ遅滞なく提出すること。

4. 研修の実施

- (1) 人権研修及び接遇研修を実施し、その報告を行うこと。
- (2) 業務毎の研修を随時実施し、技術・知識等の維持向上に努めること。
- (3) 業務開始から支障なく従事できるよう、令和4年9月の甲の許可した日時において、本契約の業務範囲内に限り事前研修を受け入れる。ただし、人件費を含む研修費用については、全て乙の負担とする。

5. 名札、服装等について

- (1) すべての作業従事者について、名札を着用すること。
- (2) すべての作業従事者については、市民に接することから、身だしなみについては清潔感を与えるよう十分な配慮をすること。

6. 市の支給品等について

休憩室として地下2階「管理人室」を提供するものとし、乙が使用する消耗品等については甲が指定する場所に保管すること。

7. 連絡方法等について

乙は、作業従事者の中から責任者を1名おき、甲から責任者へ常時連絡のとれる体制をつくること。

8. 業務報告

乙は、日々の業務の実施状況について、所定の日誌をもって甲に報告すること。

9. 引継ぎについて

乙は、委託契約が満了する際は、業務手順書、業務引継書およびその他必要な関係資料を作成し、甲または後任への引継ぎを行うこと。

10. 業務範囲

箕面市立東生涯学習センター・東図書館、駐車場、駐輪場及び敷地内歩道

11. 業務内容と業務時間

下記の清掃業務内容基準表及び業務時間表の通りとする。この業務内容に沿って業務を処理できる必要十分な人員を配置すること。

東生涯学習センター・  
東図書館  
清掃業務内容基準表

	床 掃	ごみ・汚物等の処理	壁 面 清 掃	ガラス扉等 清 掃	備品 清 掃 (注1)	衛生器具 清 掃	除菌 作 業	カーペット 洗 浄	床ワックス (注2)	窓ガラス等 洗 浄 (注3)	照明器具 洗 浄	対象面積 (㎡)
共用部分 (弾性床材、タイル等)												
玄関ホール	1/D	1/D	1/W	1/D	1/D	-	-	-	3/Y	3/Y	1/Y	148
自販機コーナー	1/D	1/D	1/W	1/D	1/D	-	-	-	3/Y	3/Y	1/Y	44
廊下、階段	1/D	1/D	1/W	1/D	1/W	-	-	-	3/Y	3/Y	1/Y	718
給湯室、洗面室	1/D	1/D	1/W	-	1/D	1/D	1/W	-	3/Y	3/Y	1/Y	139
トイレ(注4)	1/D	1/D	1/W	-	1/D	1/D	1/W	-	3/Y	3/Y	1/Y	139
エレベーター内	1/D	-	1/W	-	-	-	-	-	-	-	-	4
赤ちゃんの駅	1/D	-	1/W	-	1/D	-	1/W	-	3/Y	-	1/Y	5
専用部分 (弾性床材、タイル等)												
事務室	1/D	1/D	-	1/D	-	-	-	-	3/Y	3/Y	1/Y	81
工芸室、料理実習室	1/D	1/D	1/M	1/D	1/M	1/M	-	-	3/Y	3/Y	1/Y	172
美術室	1/D	1/D	1/M	1/D	-	1/M	-	-	3/Y	3/Y	1/Y	82
講座室、印刷室、会議室Ⅰ・Ⅱ、ギャラリー	1/D	1/D	1/M	1/D	1/M	1/D	-	-	3/Y	3/Y	1/Y	238
専用部分 (カーペット、その他)												
多目的室・スタジオ1・スタジオ2	1/D	1/D	1/M	1/D	1/M	-	-	3/Y (スタジオ)	3/Y (多目的室)	3/Y	1/Y	160
図書閲覧室・視聴覚室・学習室・絵本コーナー・キッズコーナー	1/D	1/D	1/M	1/D	1/M 1/D キッズのみ	-	1/W キッズのみ	3/Y 絵本のみ	3/Y	3/Y	1/Y	779
プレイルーム	1/D	1/D	1/M	1/D	1/M	-	1/W	3/Y	-	3/Y	1/Y	46
絵本コーナー												
和室・茶室(注5)	1/D	1/D	1/M	1/D	1/M	-	-	-	-	3/Y	1/Y	89
大会議室(ホール)	1/D	1/D	1/M	1/D	1/M	-	-	-	3/Y	-	1/Y	271

- ・Dは1日あたり、Wは1週間あたり、Mは1ヶ月あたり、Yは1年あたりの作業回数を示しており、1/Dは1日1回、2/Dは1日2回を意味する。
- ・清掃業務内容基準表は、あくまで基本的な回数であり、使用状況や緊急・臨時対応等により清掃回数の増減、必要な措置の実施を求めることがある。
- ・カーペット洗浄・床ワックス・窓ガラス等洗浄(5月・9月・1月)、照明器具洗浄(5月)の各定期清掃については、年間の実施計画を作成の上、実施日時について事前に甲の承認を得ること。
- (注1)備品清掃においては、カウンター、デスク、テーブルなどの拭き掃除、金属部材の磨き等も含め必要な業務を適宜実施すること。
- (注2)床ワックス時には、床研磨・洗浄のうえ実施すること。
- (注3)窓ガラス等洗浄には、東図書館への渡り廊下部分、アネモ、ガラリーの清掃も含める。
- (注4)トイレ清掃について、少なくとも午前中2回、午後1回は点検し、汚れ等がある場合は必要な作業を実施すること。また、点検チェックシートを明示すること。なお、消臭剤の設置、交換も行うこと。
- (注5)和室・茶室の床清掃(たたみ、板の間)については、掃き掃除・掃除機掛けを1/D、拭き掃除を1/M実施すること。

業務時間表	7:00	8:45	12:00	12:45	~16:00
<b>共用部分</b>					
玄関ホール、 自販機コーナー					
廊下、階段					
給湯室、洗面室、 トイレ等					
エレベーター内					
赤ちゃんの駅					
<b>専用部分</b>					
事務室					
事務室以外					

- ・各所における清掃業務は、網掛けの時間帯に実施すること。
- ・開庁時間中の作業は、利用者がある場合は作業を一時中断する等、利用者への配慮を行うこと。
- ・開館日の8時45分から17時15分の間は、甲の臨時的指示に対応できるように人員を配置すること。  
※開館日は休日開館する月曜日も含む
- ・専用部分の事務室以外の各部屋で、利用者の使用が終了した部屋については、床清掃、ゴミ等の処理、衛生器具清掃を実施し、その後の利用者の使用に支障のないようにすること。
- ・また、施設の使用状況並びに本市の条例及び規則の改正等により、本業務を必要とするときは、甲の指示に従うこと。

1 2. 清掃業務内容基準表以外の作業

1	植木等への散水、簡易な剪定・消毒及び除草作業	甲の指示に従い随時行う
2	玄関まわり、バルコニー、スロープ、駐車場の日常清掃(落ち葉、ごみ清掃等)	1回/日以上
3	館内分別収集(カン・ビンの分類等)	1回/日以上
4	ゴミ置き場の整理整頓等	1回/日以上
5	足ふきマットの清掃	1回/日以上

6	貸部屋の使用終了後の備品清掃	使用後随時
7	館前面から地下駐車場への階段にかけてのタイル磨	1回/年(5月)

## 13. 臨時で行う作業

## (1) イベント開催時の清掃

イベントの開催日毎に、イベント終了後又は翌朝に全館の清掃を実施すること。  
(この他必要に応じてイベントを実施することがある。)

## (2) 館内で備品等の配置換えを行った場合等は必要となる清掃を実施すること。

## 14. その他

(1) トイレ関係の消耗品(トイレトーパー、アルボース洗剤、消臭剤便座除菌クリーナー等)及び赤ちゃんの駅、プレイルーム除菌クリーナー「バイオクリーン」は、乙の負担とする。

(2) 清掃用具は、乙の負担とする。

(3) 燃えるごみについては、本市指定のごみ袋を乙が購入のうえ使用し、ごみ集積所へ持ち込み、その他のごみは種別毎に所定の場所に分別すること。

(4) シュレッダー用ごみ袋については、乙が購入のうえ使用し、事務所へ持ち込むこと。

(5) 本仕様書に定めのない場合は、財団法人建築保全センターと財団法人経済調査会編集・発行している平成23年度版「建築保全業務共通仕様書」に基づいて作業を実施すること。

## 《参考資料》

建延面積	4,025.69㎡(駐車場554.92㎡含む)
植え込み面積	約60㎡
ガラス面積	約420㎡
トイレ数	男性用 小使用12箇所、個室7箇所 女性用 個室12箇所 障害者用 4箇所
洗面台数	4箇所、トイレ内12箇所
湯沸かし室	3箇所
足ふきマット	1枚
リサイクルボックス	1箇所
畳敷きの部屋	和室23.5帖、茶室4.5帖(2室)
給湯器	5箇所
蛍光灯器具	400箇所
アネモ	70基
シュレッダー	2台
赤ちゃんの駅	1箇所
トイレトーパー	72巻/月
アルボース石鹼	10リットル/月
燃えるごみ袋(市指定)	60袋/日
シュレッダー用袋	10袋/月
バイオクリーン	20リットル/年

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

冷暖房設備管理業務委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 冷暖房設備管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の冷暖房設備の管理業務委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

##### (1) 委託業務実施計画書の提出

乙は、委託業務の実施について、甲の認める様式により、計画書を作成のうえ遅滞なく提出すること。

##### (2) 研修の実施

①人権研修及び接遇研修を実施し、その報告を行うこと。

②業務毎の研修を随時実施し、技術・知識等の維持向上に努めること。

③業務開始から支障なく従事できるよう、令和4年9月の甲の許可した日時において、本契約の業務範囲内に限り事前研修を受け入れる。

ただし、人件費を含む研修費用については、全て乙の負担とする。

##### (3) 作業従事者の名札、服装について

①すべての作業従事者は、名札を着用すること。

②すべての作業従事者は、市民に接することから、身だしなみは、清潔感を与えるよう十分な配慮をすること。

##### (4) 連絡方法等

乙は、作業従事者の中から責任者を1名おき、甲から責任者へ常時連絡のとれる体制をつくること。

##### (5) 業務報告

乙は、業務の実施状況について、所定の様式をもって甲に報告すること。

##### (6) 引継ぎ

乙は、委託契約が満了する際は、業務手順書、業務引継書およびその他必要な関係資料を作成し、甲または後任への引継ぎを行うこと。

##### (7) 業務範囲

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

#### 3. 保守点検対象機器 … 別紙1及び別紙2のとおり

#### 4. 冷暖房設備の業務内容

##### (1) 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン

①AC-1について…室内機26台すべての機器吸込側高性能フィルターの清掃

②AC-2について…室内機8台すべてについて吸い込み側につながったダクトの吸込口のフィルターの清掃

- ③AC-3について…室内機3台すべてについて機器吸込側高性能フィルターの清掃  
 ④PA-1, 2, 3について…室内機吸い込み側チャンバーボックス内にある中性能フィルター及びプレフィルターは、順次交換

⑤PA-1, 2, 3について…室内機吸い込み側にあるフィルターの清掃

- \* 点検整備は、冷暖房運転への切替時期（5月下旬、11月）に実施すること。
- \* 各種フィルターの清掃または取替業務も上記日程で行うこと。
- \* 運転モードを切り替える際には、加湿器の設定もあわせて行うこと。（暖房時：入。冷房時：切）
- \* 運転切替時には、2時間程度の試運転を行い、各室各所で温湿度を測定すること。
- \* 上記測定の結果運転状況に異常があった場合（冷えない等）のみ、細部にわたる点検を行い、原因を調べ、正常な状態に復帰させること。
- \* AC-1, 2, 3の室内機の高性能フィルターは、予備品を常時保有し、汚れ状況により交換すること。（予備品は、洗浄再生品を含むものとする。）

(2) 冷却塔一体形直焚二重効用吸収式冷温水発生機(矢崎エナジーシステム(株))

①R-1について

- \* 冷房切替時点検及び調整作業 年2回（5月下旬、11月）
- \* 燃焼装置点検
- \* 安全保護装置点検
- \* 付帯設備切替
- \* 本体及び操作盤内切替
- \* 冷温水・冷却水ポンプ確認
- \* 冷却塔点検及び清掃作業
- \* 抽気ポンプ持参による抽気作業
- \* 運転調整データ採取
- \* R-1廻りの冷水管や給水管からの漏水がないかを確認

②制御機器について

- \* AHU-1流入側冷温水配管3方弁制御用温度調節器設定
- \* R-1並びにAHU-1を運転して、上記3方弁が正常に動作するかを確認
- \* 冷暖房切替時点検及び調整作業 年2回（5月下旬、11月）
- \* 燃焼装置点検
- \* 安全保護装置点検
- \* 付帯設備切替
- \* 本体及び操作盤内切替
- \* 冷温水・冷却水ポンプ確認
- \* 抽気ポンプ持参による抽気作業
- \* 運転調整データ採取
- \* R-1廻りの冷水管や給水管からの漏水がないかを確認



## 5. 空気調和機の業務内容

- (1) AHU-1について 図書館閲覧室内吸込口の清掃を実施
- (2) 冷暖房切替時点検及び調整作業 1回
  - ①1F図書館閲覧室内部モータダンパー制御用温度検出器設定
  - ②図書館閲覧室の各所にて温湿度の測定を行い、空気調和機並びに冷温水発生機の運転状況を確認すること。

## 6. 不調時点検整備

受託者は、委託者故障呼び出しに応じ、速やかに技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。

## 7. その他

- (1) 作業の日程は、東生涯学習センター館長と協議のうえ決定すること。
- (2) 作業は、センター等の利用者の妨げにならないよう注意すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び細目は、双方協議のうえ実施すること。
- (4) 特約事項：契約期間中の故障修理工料は、契約内とする。但し、部品交換を伴う場合は、別途とする。

### (別途事項)

- ・ 部品や材料代及び薬品代など
- ・ 凝縮器コイルの洗浄や再生器の掃除作業など機器のオーバーホール作業
- ・ 高温再生器や溶液ポンプの交換作業など機器の改造及び補修工事
- ・ 付帯機器類の修理や交換作業及び室内のフィルター掃除など

- (5) 簡易点検については、甲で行うこととする。

【別紙 1】

保守点検対象機器

(1) 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン

記号	機器名	形名	設置台数
AC-1	室内機	MPL-RP71PA2	26台
	高性能フィルター	PAC-SF64AF	26台
	外気取入ダクトファン	PAC-SA110F	26個
	化粧パネル	MPLP-P80PWH	26枚
	室外機	MPUZ-RP140HA2	13台
	リモコン	PAR-22MA	13個
	設置場所 (室内機) B2F 工芸室, 実習室 B1F 第一会議室, 第二会議室, プレイルーム、講座室 1F 事務室 2F 集会室		
AC-2	室内機	MPE-RP71CA2	4台
	室外機	MPUZ-RP140HA2	2台
	室内機	MPE-RP71CA14	4台
	室外機	MPUZ-ERMP140LA10	2台
	リモコン	PAR-22MA	4個
	分配管	MSDD-50SR2	4個
	設置場所 (室内機) B2F 多目的室・スタジオ1・スタジオ2 B1F 和室 (室外機) 屋上		
AC-3	室内機	MPL-RP80PA2	3台
	高性能フィルター	PAC-SF64AF	3台
	外気取入ダクトファン	PAC-SA110F	3個
	化粧パネル	MPLP-P80PWH	3枚
	室外機	MPUZ-RP224HA2	1台
	リモコン	PAR-22MA	1個
	分配管	MSDT-111R2	1個
設置場所 (室内機) B2F 美術室 (室外機) 屋上			

## 【別紙 2】

記号	機器名	形名	設置台数
PA-1	室内機	PFAV-P800DM-E1	1台
	室外機	☆PUHV-P450SDM-E ☆PUHV-P400SDM-E	1台 1台
設置場所 (室内機) 2F 空調機室 (室外機) 屋上			
PA-2	室内機	PFAV-P800M-E	1台
	室外機	☆PUHV-P560M-E ☆PUHV-P280M-E	1台 1台
設置場所 (室内機) 2F 空調機室 (室外機) 屋上			
PA-3	室内機	PFAV-P280M-E	1台
	室外機	PUHV-P280M-E	1台
設置場所 (室内機) 2F 空調機室 (室外機) 屋上			

## (2) 冷却塔一体形直焚二重効用吸収式冷温水発生機

記号	機器名	形名	設置台数
R-1	吸収式冷温水発生機ユニット	CH-KGX40PS	1台
	設置場所 屋上		

## (3) 空気調和機

記号	機器名	形名	設置台数
AHU-1	空気調和器	TUC-245-SEH	1台
	設置場所 B2F 機械室		

(特に実施する保守業務)

- ①空気調和機用ロールフィルター (一式) の取替
- ②集塵器の薬品洗浄 (年1回、5月下旬)

特記事項

- ・ ☆印の室外機（圧縮機出力が7.5kW以上の機器）については、接続する室内機と併せて、フロン排出抑制法に基づく定期点検を行うこと。
- ・ 上記定期点検は、令和4年度下半期に初度点検を行い、以降法定のとおり3年に1回点検すること。
- ・ 点検実施者は、専門点検の方法について十分な知見を有するものとする。
- ・ 法令の要件を満たす点検記録簿を作成し提出すること。

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の自家用電気工作物の保安管理業務委託において、委託者(以下、「甲」という。))が、受託者(以下、「乙」という。))に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 3. 自家用電気工作物保安管理業務（受変電設備）

電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて以下の細目とおりに実施するものとする。

- ・所在地：箕面市粟生間谷西3-1-3
- ・設備容量：300kVA、6600V（発電所出力0kW）

#### 保安管理業務の細目

- (1) 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行う。  
 なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとする。
  - ①電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視点検（週1回以上）及び測定・試験
  - ②電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）
  - ③電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じたの臨時点検
- (2) 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとする。
- (3) 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。
  - ①年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順に実施すること。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。
  - ②外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び加熱の有無（サ

一モラベルによる過熱の判定を含む。)、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施すること。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することを認める。

③△印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合を認める。

(4) 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行うこと。

①経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い

②電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言

③その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

(5) 乙の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

①乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うこと。

②甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供すること。

③乙は、監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」という。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとする。

④甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとする。ただし、万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済すること。

⑤乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去すること。

【別表】 巡視、点検及び測定・試験の基準（隔月 点検）

設 備	点 検 項 目	工事期間中 の巡視、点検 【週1回】	月次点検 【隔月 1回】	年次点検 【毎年1回】		
				年次点検 I	年次点検 II	
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
断 路 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
電 力 用 ヒ ューズ	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	遮断器、 負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器と開閉器と継電器の連動試験			△	○
変 圧 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
	内部点検			△	△	
	絶縁油の酸化度試験			△	△	
コ ン デ ン サ、 リ ア ク ト ル	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
計 器 用 変 成 器、 零 相 変 流 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
避 雷 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
母 線 等	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
そ の 他 の 高 圧 機 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△



設 備		点 検 項 目	工事期間中 の巡視、点検 【週1回】	月次点検 【隔月 1回】	年次点検 【毎年1回】	
					年次点検 I	年次点検 II
接 地 工 事	接地線、 保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービ クル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視				低圧絶縁監視装置による		
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装 置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
構造物等	外観点検	○	○	○	○	
非 常 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機、開閉器、配電 盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」

とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸化度試験は、加熱・変色、汚損等の以上がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10kVによる絶縁抵抗測定は、6kVの高圧設備に対して適用する。

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

環境衛生管理業務委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 環境衛生管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の環境衛生の管理業務委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 3. 業務内容

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき業務を行なうこと。

##### (2) 業務項目

①建築物環境衛生管理技術者の選任

②空気環境測定(温度、湿度、炭酸ガス、一酸化炭素、粉塵、気流) 1回/2ヵ月

③水質検査(残留塩素、Ph) 1回/週

④飲料水検査(全項目、一般項目) 2回/年(6月)

(トリハロメタン類12項目) 1回/年(6月)

⑤害虫等防除(ネズミ、昆虫等の調査及び駆除) 1回/月

⑥水質検査報告書(保健所へ)の提出

⑦タカラダニ駆除 1回/年(6月)

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

樹木等管理業務委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 樹木等管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の樹木等の管理業務委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 3. 業務内容

- (1) センター北面土手除草業務(面積:約600平方メートル)
- (2) センターバルコニー等除草業務(面積:約150平方メートル)
- (3) センター南面高木剪定業務(8本)

##### 【特記事項】

- ・ 上記業務は、年1回11月頃、事前に担当者と協議のうえ実施すること。
- ・ 残さいは、随時処分すること。
- ・ 除草の程度・方法は、適期をはずさぬように実施し、敷地全体の美観を高めるとともに、衛生状態を向上させること。
- ・ 業務に必要な器具・消耗品等は、一切受託者の負担とし、使用器材はJIS規格等のものを使用すること。
- ・ 当該箇所の業務実施前、実施後を写真で記録し、一部を甲へ提出すること。

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

エレベータ・小荷物専用昇降機保守点検  
業務委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### エレベータ・小荷物専用昇降機保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館のエレベータ・小荷物専用昇降機の保守点検業務委託において、甲が乙に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 3. 業務内容

乙が履行すべきエレベータ・小荷物専用昇降機保守内容は、次のとおりとする。

日本オーチス・エレベータ(株)製 昭和61年7月設置

乗用油圧中速式(エレベータ) : 機械番号 5 6 NF2821

荷物専用昇降機(小荷物専用昇降機) : 機械番号 5 6 NF2822

##### (1) 実施範囲

エレベータ(1台)・小荷物専用昇降機(1台)の保守業務委託

##### (2) 実施作業内容及び特約事項

- ①乙は、機械装置を常に安全かつ良好な状態に保つために訓練された作業員及び監督技術員を派遣し保守業務にあたる。
- ②乙は、毎月定期的(エレベータ月1回・小荷物専用昇降機月1回)に機械装置の清掃、点検、注油及び調整を行ない、必要と認められるときは修理又は、装置の取替えを行なう。(この業務の範囲は、別表のとおりとする。)
- ③乙は、毎年1回(6月)、設備の全般にわたる精密検査を行なうほか、安全装置の機能試験及び官公署等の事務手続一切を行うものとする。
- ④検査または試験の結果、異常が認められるときは、速やかに修理し又は装置の取替えを行ない、常に適正なる機能保守に努めるものとする。
- ⑤故障が発生した場合、速やかに技術員を派遣して速やかに修理すること。
- ⑥上記作業内容に定める修理又は、取替えに要する費用は、全て乙が負担する。  
ただし、甲の不注意又は不適當な使用管理その他乙の責めによらない理由によって事故又は故障が発生した場合の復旧費については、この限りでない。
- ⑦エレベータの籠の修理及び塗装工事並びに敷物取替工事、昇降路周壁工事、各階出入口ドア、三方枠及びしきい板等の修理又は、取り替えは実施作業内容に含まないものとする。

(3) 乙は、定期点検のつど報告書の提出を行なうこと。

(4) フルメンテナンス契約とする。



## 【別表】修理、取替え及び調整の範囲

モーター	巻線及び回転子、軸受
油圧機器	ポンプ装置、バルブ装置、サイレンサー装置、オイルタンク、フィルター
制御盤	スイッチ、ヒューズ、リレー
受電盤	ブレーカー、ヒューズ
かご関係	ガイド・シュー又はローラーガイド、かご非常止め装置、ドア・オペレーター装置、ドア・スイッチ、セーフティ・シュー、ドア・ガイドシュー、ドア・ハンガー、カーポジション・インジケーター、ファン及びブロワー、照明器具（ランプ類含む）、インターホン停電灯装置、積載超過装置
ホール信号装置	ホール・ボタン、ホールポジション・インジケーター
ドア装置	ドア・クローザー、ドア・インターロック装置、ドア・ハンガー（ローラーガイドシュー含む）
昇降路関係	オーバーヘッドシーブ及び軸受、巻上用ロープ、調速機ロープ、移動ケーブル、リミット・スイッチ、フロアーセンサー
ピット関係	緩衝器、カバナー・ロープ張り車及び軸受、プランジャー用パッキング
その他	電気配管配線一式

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

自動ドア保守点検業務委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館 自動ドア保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の自動ドアの保守点検業務委託において、甲が乙に要求する業務の内容を示すものです。

### 1. 対象施設及び施設概要

「清掃業務委託仕様書」と同じ

### 2. 一般事項

「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

### 3. 業務内容

#### (1) 保守点検整備対象…ナブコLS型自動扉2台

- ・ナブコドアエンジン装置（本体）
- ・ドアエンジン動力部装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

#### (2) 点検整備項目

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジンの開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・オイル洩れ、エア－洩れの有無の点検及び調整
- ・オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充
- ・ドアが当たっていないか、摺れていないか点検整備
- ・消耗度の甚しい部品はないか点検及び取替え
- ・その他の点検及び調整

#### (3) 上記定期整備は、年4回（1回／3ヶ月）とする。

#### (4) 不調時点検整備

受託者（以下乙という。）は、委託者（以下甲という。）の故障呼び出しに応じ、速やかに技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。この場合の費用は乙の負担とする。

#### (5) 契約金額には、定期整備及び故障修理費並びに消耗品、諸経費を含むものとする。ただし、オーバーホール及び装置部品の取替え等を行なう場合の費用は甲の負担とする。契約はフルメンテナンス契約とする。

#### (6) その他

- ・作業の日程については、東生涯学習センター館長と協議の上、決定すること。
- ・作業中は、センター等の利用者に妨げにならないよう注意すること。
- ・この仕様書の定めのない事項及び細目については、双方協議のうえ実施するものとする。

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

吊り物装置（昇降ボタン）定期点検業務委託  
仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 吊り物装置（昇降バトン）定期点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の天井昇降装置の定期点検業務委託において、委託者（以下、「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 3. 対象設備

吊り物装置（昇降バトン）	三精テクノロジー株式会社製
駆動方式	電動ワイヤードラム巻取式
寸法	6,000mm
速度	10m/min
ワイヤ径	6mm
動力	0.75kW
操作	押釦スイッチ
積載質量	210kg

#### 4. 業務内容

- (1) 乙は、年に4回、センターの指定する日時に保守点検を行うものとし、その他必要に応じて臨時に保守点検を行うこと。
- (2) 乙は、故障時に連絡を受けた場合、直ちに技術員を派遣し、修理を行うこと。
- (3) 乙は、本仕様書に明記なき場合でも、安全且つ良好な機能を完全に維持するために、必要と認められる保守又は補修は、乙負担で行うこと。

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

受水槽・雑排水槽・汚水槽点検清掃  
業務委託仕様書

箕面市立東生涯学習センター・東図書館  
受水槽・雑排水槽・汚水槽 清掃・点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の受水槽・雑排水槽・汚水槽点検業務委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

2. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

3. 業務内容

- (1) 受水槽の清掃、ポンプ点検 (1回/年)
- (2) 雑排水槽及び汚水槽の清掃、ポンプ点検 (2回/年)
- (3) 前記2項目の建築物における衛生的環境の確保に関する法律による届出
- (4) 各清掃、点検に係る報告書の作成

※ポンプ点検は、ポンプ作動確認(運転状況・異音・振動・発熱等)、ポンプ外観確認(漏水状態、その他破損状況)、電流値・絶縁測定、アース接地、ケーブル、ホースの確認等、その他必要に応じて行うこと。

《参考》

受水槽：20m<sup>3</sup>、雑排水槽：20m<sup>3</sup>、汚水槽：15m<sup>3</sup>

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

消防用設備等点検業務委託仕様書



## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 消防用設備等点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の消防用設備等の点検業務委託において、委託者(以下、「甲」という。))が、受託者(以下、「乙」という。))に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 3. 対象設備

##### (1) 消火器具

ABC粉末10型 26本

##### (2) 屋内消火栓設備

###### ①水源

貯水槽種別 コンクリート床下槽

水量 6.5m<sup>3</sup>

###### ②加圧送水装置(ポンプ式、地下2階機械室設置、ユニット型)

(株)相互ポンプ製作所製 型式CTU653-67.5型

###### ③配管等

管・管継手; 主管65A

###### ④屋内消火栓箱等

各階2基、計8基

1号消火栓; ホース15m×16本、ノズル径13mm

消火栓開閉弁; 40A差込式

表示灯; 兼用

##### (3) 粉末消火設備(加圧式粉末消化剤)

①消化剤貯蔵タンク(地下1階駐車場設置、3台); HDA-75C型(ハツタ)

②消化剤量; 第3種粉末33kg

③加圧用ガス容器; CO<sub>2</sub>ボンベ、ガス容量1.3リットル1本

④容器弁開放装置; 手動式バルブ

##### (4) 自動火災報知設備

①受信機(1階事務所設置、自立型複合盤)

能美防災工業(株)製 受第60-12号FOG176 No.230 P-1 1986年

②予備電源・非常電源(内蔵型)

外形; 鑑予第54~39号、表示; DC24V 6.0AH/5HR

自動切替、トリクル充電、コネクタ-接続

## ③感知器

警戒区域	差動式 スポット 型	定温式 スポット 型	煙式 スポット型		地区音 響装置	発信機
			ｲﾝﾌｫ化式 (非蓄積)	光電式 (非蓄積)		
地下2階西		5	9	1	1	1
地下2階東			14		1	1
地下1階西		1	8		1	1
地下1階東	2	1	13		1	1
1階西	7	2	3	1	1	1
1階東	4	2	11		1	1
2階西	7	1	6		1	1
2階東	19		2		1	1
階段1			2			
エレベータ			1			
ダムウェイダー			1			
駐車場	18				2	1
合計	57	12	70	2	10	9

## (5) ガス漏れ火災警報装置

## ①受信機（1階事務所設置、自立型複合盤）

能美防災工業(株)製 受第60-12号

## ②予備電源・非常電源（内蔵型）

外形；鑑予第54-14号、表示；DC24V 0.45AH/5HR

自動切替、トリクル充電、コネクタ一接続

## ③検知機等

警戒区域；地下2階 湯沸室、工芸室、料理実習室

地下1階 湯沸室、南廊下天井内

1階 喫茶室

2階 湯沸室

ガス漏れ検知機、検知区域警報装置、ガス漏れ表示灯が各警戒区域に各1、計各7

## (6) 非常警報器具及び設備

## ①操作部・複合装置（1階事務所設置）

日本ビクター(株)製 R-22S-03610

## ②増幅器（1階事務所設置）

日本ビクター(株)製 ES-205

## ③非常電源（内蔵型）

外形；20-S108(82C13) 1985年製、表示；DC24V 6.0AH/5HR×2

自動切替、トリクル充電、コネクタ一接続

## (7) 誘導灯及び誘導標識

設置階	非常口誘導灯		通路誘導灯
	A級	B級	B級
地下2階	2		廊下 2 階段非常照明20W 3
地下1階	3		廊下 3 階段非常照明20W 3
1階	3	3	室内 1
2階	2	2	廊下 1

## (8) 非常電源（自家発電設備）（地下2階屋外ポンプ室横設置、キュービクル式）

## ①原動機

ヤンマーディーゼル(株)製 FUDO-011

燃料；軽油20L

## ②発電機

オーハツ(株)製 G1-34

## ③始動装置

始動用蓄電池設備；HS-120-6E

蓄電池充電装置；CH-34

## (9) 防排煙制御設備

## ①連動制御器（1階事務室設置、自立型複合盤）

能美防災工業(株)製 受第60-12号

## ②予備電源・非常電源（内蔵型）

LED表示

自動切替、トリクル充電、コネクタ一接続

## ③防排煙制御設備点検表

名称	自動起動装置 煙感知器 イオン化式	自動解錠装置		
		防火扉(S)	シャッター	ダンパー
地下2階階段1防火戸	1	1		
地下1階階段1防火戸	3	2		
1階階段1防火戸	3		3	
2階階段1防火戸	1		2	
地下1階ダンパー1				2
地下1階ダンパー2				1
1階中央PSダンパー				1
1階東DSダンパー				2
2階倉庫ダンパー				2
合計	8		5	8



#### 4. 業務内容

##### (1) 消防設備点検

- (a) 総合点検…………… 1 回／年（第 1 四半期）
- (b) 機器点検… 2 回／年（第 1 四半期及び第 3 四半期）
- (c) 報告書の作成（消防長提出用）… 2 回／年（第 1 四半期及び第 3 四半期）  
※消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく

##### (2) 特定防火設備点検

- (a) 消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による定期点検
- (b) 報告書の作成（消防長提出用）… 1 回／年（第 3 四半期）  
※総務省令で定める基準に基づく

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

建築設備検査等業務委託仕様書

箕面市立東生涯学習センター・東図書館  
建築設備検査等業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の建築設備点検、防火設備点検及び特殊建築物の検査業務委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

2. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

3. 業務内容

(1) 建築設備検査業務 1回/1年

対 象 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

構 造 鉄筋コンクリート造

階 数 地上2階 地下2階

敷地面積 3,865.20㎡ (新築時 3,865.20㎡)

建築面積 2,190.84㎡ (新築時 2,190.84㎡)

延べ面積 4,025.69㎡ (新築時 4,025.69㎡)

- ・ 建築基準法第12条第1項および第2項の規定による定期検査
- ・ 非常用照明の検査
- ・ 年度内上半期に実施すること

(2) 特殊建築物の検査 1回/3年 ※令和2年度実施済(次回:令和5・8年度)

対 象 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

構 造 鉄筋コンクリート造

階 数 地上2階 地下2階

敷地面積 3,865.20㎡ (新築時 3,865.20㎡)

建築面積 2,190.84㎡ (新築時 2,190.84㎡)

延べ面積 4,025.69㎡ (新築時 4,025.69㎡)

- ・ 建築基準法第12条第1項および第3項の規定による定期検査
- ・ 4月から6月までに実施すること

(3) 防火設備定期検査

年に1回(年度後半)、建築基準法12条に基づき定期検査を行い、甲へ報告書を1部を提出すること。

項目・数量については「消防設備点検業務委託⑩の3.(9)参照」のこと。

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

植木剪定業務委託仕様書



## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 植木剪定業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の植木剪定業務委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 業務期間

契約期間と同じ

#### 2. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 3. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 4. 業務内容

(1) 箕面市立東生涯学習センター・東図書館敷地内の高木を除く植木剪定(年1回10月)

※中木13本、敷地内約250㎡

(2) 消毒業務(年2回、5月及び9月)

##### 【特記事項】

- ・桜木の消毒等薬剤散布業務は、事前に東生涯学習センターと協議し、適期に実施すること。
- ・残さいは、随時処分すること。
- ・業務に必要な器具・消耗品等は、一切受託者の負担とし、使用器材はJIS規格等のものを使用すること。
- ・当該箇所の業務実施前、実施後を写真で記録し、一部を甲へ提出すること。

【以上】

箕面市立東生涯学習センター・東図書館

便器洗浄器保守管理委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

### 便器洗浄器保守管理委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター・東図書館の便器洗浄器保守管理委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

#### 1. 対象施設及び施設概要

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「清掃業務委託仕様書」と同じ

#### 2. 一般事項

箕面市立東生涯学習センター・東図書館の「冷暖房設備管理業務委託」と同じ

#### 3. 対象設備

使用器具オートサニタイザーMK33 同等品以上  
使用個数12 個

#### 4. 業務の目的

自動センサーによる確実な洗浄を行うと共に、トイレの小便器の殺菌、洗浄、脱臭、排水管のスケールによる詰まりの予防を行い、トイレ環境を良好な状態に保ち、施設の維持管理及び二次感染予防を目的とする。

#### 5. 業務内容

##### (1) 定期サービス年間6回

1. 薬品・消耗品等の交換
2. 器具保守点検・機能動作の維持管理

(2) 器具の取付・取外し及び修理は、乙が責任をもって行うこと。

(3) 作業実施にあたっては、甲の指示に従って安全かつ衛生的に行うこと。

(4) 作業実施後は、甲にサービス確認書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めない事項については、甲乙協議の上定めること。

#### 6. 性能・品質

(1) 小便器自動洗浄殺菌装置は衛生器具用給水装置の二次側以降の配管に設置すると共に、自動洗浄機能と洗浄殺菌装置機能は一体であること。

- (2) 洗浄殺菌装置は、二次感染予防の効力を有し、衛生器具に対し必要十分な薬剤の供給が可能な容量を確保しており、衛生陶器内部全面に対し行渡る洗浄効果を有すること。
- (3) 薬剤は、水質、水温等の変化に影響されない液体であり、排水管への影響を考え中性を使用すること。
- (4) 薬剤は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し殺菌効力の持続性があるものを使用すること。

- 2 -

#### 7. 保守点検

- (1) 各装置の故障等、緊急事態が発生した場合には、直ちに受託者の専門技術者を派遣し必要な処置を行うこと。
- (2) 保守点検中に発生したゴミ類は全て持ち帰り、適正に処理すること。
- (3) 保守点検中に発見した給水異常や装置の異常については、施設管理者と協議し、必要であれば適切な処置を行うこと。

#### 8. 設置場所

フロアー	取付場所	個数
B 2 F	男子トイレ	3
B 1 F	男子トイレ	3
1 F	男子トイレ	3
2 F	男子トイレ	3

【以上】

箕面市立東生涯学習センター

機械警備業務委託仕様書

## 箕面市立東生涯学習センター・東図書館

## 機械警備業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター等の機械警備業務の委託内容について、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に概要を示すものです。

## 1. 業務期間

契約期間と同じ

## 2. 業務の範囲

名称	所在地	建物の構造
東生涯学習センター (東図書館含む)	箕面市粟生間谷西3-1-3	鉄筋コンクリート造 (地上2階、地下2階)

## 3. 業務の内容

- (1) 機械警備のために必要な機器類(器具、配線等)の設置及び撤去  
〈注1〉
- (2) 警備実施計画書の作成〈注2〉
- (3) 火災、盗難及び不法行為の拡大防止
- (4) 事故発生時における関係先への通報連絡及び、臨機措置
- (5) 警備実施事項の報告
- (6) 警備機器の定期点検及び保守〈注1〉
- (7) その他警備に付随する事項について甲乙協議した事項

〈注1〉設置、点検保守及び撤去に要するすべての経費は乙の負担とする。  
ただし、甲の瑕疵により乙が設置した機器類を破損した場合は、この限りではない。なお、設置、点検保守及び撤去のために工事が必要なときは、その方法及び日程等について甲と十分に協議し、承認を受けてから施工すること。

〈注2〉警備実施計画書の作成については、甲、乙協議のうえ決定し、乙が作成して甲の承認を受けた後、甲、乙それぞれが保管するものとする。

4. 警備運営上の権限

甲は警備業務遂行のため必要な警備上の権限を乙に付与するものとする。

5. 警備担当時間

自動（火災、盗難）警報装置による警備業務を行う時間は、原則として次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、当事者間において事前に調整するものとする。

(1) 火曜日～日曜日及び開館している月曜日は午後10時から翌午前9時。

(2) 祝日及び休日を除く月曜日及び年末年始は、終日。

（「年末年始」とは、12月29日から翌1月3日をいう）

6. 警備機械と運営組織

(1) 警備装置

①乙は、警備対象物件で発生した異常事態を乙の警備本部（集中監視センター）へ自動的に通報する機能を有する警備装置を設置する。

②甲及び乙は、警備装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。また、異常を発見したときは速やかに連絡するものとする。

③乙は、警備期間中に警報装置作動不能となった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

(2) 警備本部での警備責任期間中、警備受信装置を中断なく監視するとともに常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図る。

(3) 巡回警備員

①巡回警備員は常に警備本部と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えること。

②警備担当員が、勤務中突発の傷害あるいは疾病により勤務を完全に履行しえないときは、乙は遅滞なく、その代替要員を派遣するものとする。

7. 警備事項

(1) 自動警備装置による警備開始

①甲の最終退出者は、防火防犯その他の事故防止上必要な措置を講じ、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。

②次に最終退出者は特に定めた退出口を施錠したキーボックス及び回路

を確認し、警備を開始する。

③乙の警備本部においては、甲の最終退出者のキーボックス操作により、自動的に表示される警戒信号を確認し、警備を開始する。

- (2) 前項装置による警備終了時には、甲の最初の入館者のキーボックス操作により、自動的に表示される解除の信号を確認し、警備を終了する。
- (3) 警備実施時間中は、甲の入室を原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみキーボックス操作後、乙の警備本部へ電話により甲の氏名、所属、用件を告げ、乙の確認を受けるものとする。甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

#### 8. 異常発生時における乙の措置

- (1) 警報装置により、甲の施設に異常事態が発生したことに感知したときは、乙の緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、本部管制室へその状況を連絡し、必要に応じて関係先に連絡する。

#### 9. 報告書の提出

- (1) 甲は施設管理運営上必要時に、乙に対して施設内の秩序保持等に関する報告書の提出を求めることができる。
- (2) 警備実施時間中に事故が発生したときは、前項とは別に事故報告書を甲に速やかに提出すること。

#### 10. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵を、甲・乙相互に預託し、それぞれが嚴重な取扱と保管を講ずるものとする。

#### 11. 甲の緊急連絡先名簿の提出

- (1) 甲は乙に対してあらかじめ緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。
- (2) 緊急連絡者名簿に変更ある時遅滞なくその都度文書をもって通知する。

#### 12. その他

この仕様書に定めのない警備上必要な事項は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。